

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年二月三日

指令川建セ第〇三〇一五二号

二 検査済証番号

令和七年二月二十五日

川建セ第〇六〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字猪俣字桐ヶ谷千八百四十七番、千八百四十八番、千八百五十二番、千八百六十四番、千八百四十八番二、千八百五十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西早稲田二丁目一番二十三号

東世紀商事株式会社 代表取締役 清原 真理子